

剪定木チップ化事業について

1 事業概要

(1) 剪定木の受け入れ

- ・受入日時：随時（事前申込必要）
- ・対 象：村内在住者の庭木の剪定枝、伐採木（直径 1.5 cm、長さ 1 m 以内）
※業者の搬入及び、業者に依頼して伐採したものは対象外。（事業系廃棄物のため）
- ・利用料金：無料
- ・管理方法：入り口を番号式の鍵で施錠。申込時に利用者に鍵番号を伝える。
鍵は定期的に番号を変更。

(2) ウッドチップの配布

- ・配布日時：随時（事前申込必要）
- ・対 象：村内在住者
- ・利用料金：無料
- ・管理方法：入り口を番号式の鍵で施錠。申込時に利用者に鍵番号を伝える。
鍵は定期的に番号を変更。

2 令和 2 年度実績

単位：件

月	剪定木受け入れ	ウッドチップ配布	破砕作業 (m ³)
4 月	57	0	320 m ³
5 月	56	0	320 m ³
6 月	70	3	0
7 月	47	4	320 m ³
8 月	62	15	0
9 月	45	6	320 m ³
10 月	69	11	320 m ³
11 月	52	7	0
12 月	37	4	320 m ³
1 月	19	1	0
2 月	0	0	0
3 月	0	13	0

※破砕作業委託料の予算に達したため 1 月以降の受け入れを中止

3 課題

利用者の便宜を優先し、事前の申込みがあればいつでも搬入、持ち出しを可能としていたが、利用者のマナー違反が多く今後の継続が難しい状況となっている。

マナー違反の例

- (1) 規格に合わない木の持ち込み（太さ、長さが規格以上のものや、竹等）
- (2) 置き方（奥から詰めて、立てて置くよう指導しているが、入り口付近への廃棄や平積みが見られる）
- (3) 事業者による持ち込みまたは、事業者へ依頼して伐採した木の搬入（これらは、事業系廃棄物となるため事業者が処分料金を負担しなければならないが、依頼者からも理解を得られない場合がある。）
- (4) 不法投棄（タンス等の家具が不法投棄される事例がある）



3 令和3年度以降の対応について

案1 これまでと同様の方法で実施する。（マナー遵守の呼びかけを継続）

案2 受け入れ及び配布日時を設定し、事前予約の上、職員立ち会いの下実施する。

・日程案

【予約受付期間】 3月から10月

【受け入れ・配布日程】 4月から11月（月1回）

【時間】 午前10時から午前11時30分、午後1時30分から午後3時

案3 管理面、財政面から事業を取りやめる。